

令和7年度

生徒心得

建学の精神

博 創 自
愛 造 主

() 年 () 組 氏名 ()

霧島市立牧園中学校

目 次

建 学 の 精 神		1
目	次	 2
わたしたちの目標		3
校章制定の由来		3
1 生 活 心 得		4
2 施設の使用心得		9
3 自転車通学規則		11
4 バス通学者心得		11
5 歩 行 者 の 心 得		12
6 部活動の練習時間等		12

わたしたちの目標

平和で文化的な国家や社会の形成者として、民主的で心身共に健康な実践力のある人になるために次の目標の達成に努めよう

1 自主性を養い実践力のある人になろう

- ・心と身体を鍛え、常に進歩と向上を目指す
- ・自分で考え、正しいと思ったことは勇気を持って実行する

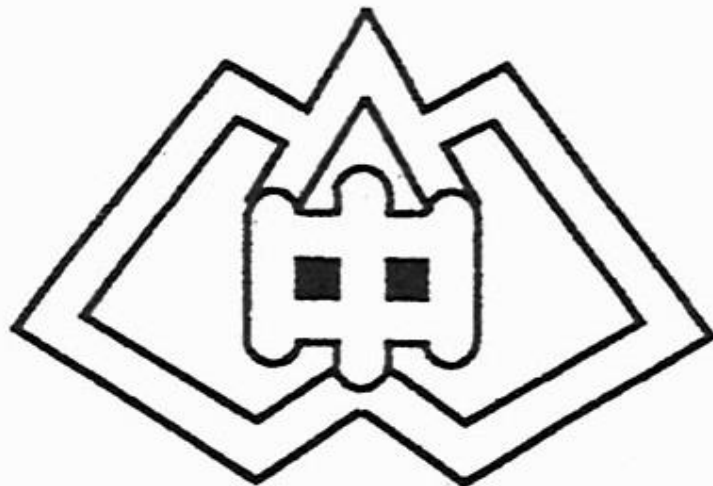
2 知性を磨き、労働を尊ぶ人となろう

- ・学習や作業に積極的に取り組む
- ・言動に責任を持ち協力し合う

3 人を愛し、社会に役立つ人となろう

- ・心を広くもち、どんな人とも仲良くする
- ・集団の一員としての自覚をもち、進んで公共のために尽くす
- ・家族を愛し、平和な国づくりに努める

牧園中学校 校章の制定由来



昭和 43 年 4 月 1 日、町内 6 中学校が統合されて、牧園中学校が創立された。

北東の空にくっきりと稜線を描く霧島連山とその山麓高原に、盤石の礎をおく旧牧園町唯一の中学校の姿であり、知・徳・体の三原則を、連山の山稜に象徴するものである。山の稜線と山麓牧園町の区画線を梨地金いぶしの打ちぬきとし、学校象徴の中の字を同じ打ちぬきの金みがき出しとして、工芸性の高い作品を工夫した。

昭和 43 年 9 月 1 日を校章制定の日とする。

1 牧園中学校の生徒心得

立派な校風を築き、正しく明るく自主的な生活をするため自ら判断し、常に牧園中の生徒としての自覚と誇りと自信をもって行動します。

☆ 明るいあいさつ

- ◎ 校内外において常に礼節に心がけ、友だち・先生・来校者・地域の方々に進んで心のこもった気持ちよいあいさつをします。(立ち止まってのあいさつ・会釈)

☆ いじめや差別の撲滅

- ◎ 「いじめ」や「差別」は、人間として許されない行為であり、絶対にしません。
また、「いじめ」や「差別」を受けたり、見たり、聞いたりした時は、すぐに連絡・相談し、「いじめ」や「差別」をなくすことに努めます。

(I) 校内生活

【登下校】

- ① 交通安全に十分注意して、決められた通学方法で通学路を登下校します。
- ② 登校時刻(8:05)には教室に入り、8:15には、朝読書、集会、朝作業に取り組めます。
- ③ 帰りの会終了後は速やかに下校し、寄り道・買い食いなどしません。
- ④ 部活動生は部活動終了時刻を守ります。
- ⑤ 寒冷期の登下校時に着用する防寒具類は、登下校時に教室で付けはずしをし、学校生活では着用しません。但し、寒冷期の「あいさつ(さよなら)運動・ボランティア活動・部活動の朝練習」の際は、防寒具の着用ができます。

【校内生活】

- ① 登校後は下校するまで、無断で学校外に出ません。
- ② 学校生活に不要なもの、周りに不快感を与えたりするものは持ち込みません。
(※ P8に別途記載)
- ③ 貴重品や不要なお金は持ってきません。持ってきた時は担任に預けます。
- ④ 生徒同士での金品等の貸し借りはしません。
- ⑤ 他クラスの教室に、用事のある時以外は出入りしません。
- ⑥ 図書館・体育館・その他の特別教室の利用にあたっては、「各施設使用心得(P9～の別途記載)」を守ります。

【授業】

- ① 「一分前着席」で担任や教科担任が来るまで立腰・黙想をして待ち、授業開始時刻と同時に号令で始めます。
- ② 「授業の心得」や「テストの受け方」を守り、時間いっぱい取り組みます。
- ③ 「学問のススメ」を活用し、授業や家庭学習に取り組みます。

【給食時間】

- ① 給食の準備・配膳は時間を守り、静かに安全に行います。
- ② 給食当番は、給食着・マスクを着用し、爪も短く切ります。
- ③ 手洗い・うがい・台拭きなどの衛生面に気をつけます。
- ④ 食事時間の確保に努め、好き嫌いなくバランス良く食べます。
- ⑤ 食器は手に持ち、肘をつかず、交互食べをし、行儀良く食べます。
- ⑥ 片付けはみんなで協力して、手早く行います。

<給食時間の流れ>

12:35	手洗い・うがい
～12:45	運搬・配膳・準備
12:45	食事
～13:10	片付け
～13:20	コンテナ室返却完了

【環境整備】

- ① ガラスなどの器物や学習器類を破損しないよう行動します。
(破損したらすぐに届け出ます。)
- ② 清掃時間は体育服に着替え、早目に取りかかり、決められた作業区域を時間いっぱいきれいにします。
- ③ 作業用具を大事に扱い、所定の場所に整理整頓して保管します。
- ④ 足拭きマットでよく泥を落とし、玄関・出入り口の美化に努めます。
- ⑤ チリやゴミが落ちていたら率先して拾い、きれいな学校作りに取り組みます。

(2) 校外生活

- ① 交通ルールと交通道德、公共施設(バスも含む)利用マナーを守ります。
- ② 単独又は友人同士での夜間(日没後)外出・外泊・深夜徘徊は絶対にしません。
- ③ 出会い系サイト等の利用は絶対にしません。
- ④ 視聴可能な映画や入場可能な興行物のみ視聴・観覧します。
- ⑤ 外出をするときは場に応じた服装で、保護者に「何時に」「どこで」「誰と」などを告げて、日祝までには帰宅します。
- ⑥ 立ち入り禁止の場所・施設、危険箇所等へは近寄りません。
- ⑦ 長期休業中の「夏・冬・春休みのしおり」と「市校外生活指導連絡会申合せ事項」も併せて守ります。

(3) 許可や届け出の必要なもの

- ① 職員室や各教科準備室等への出入りのとき。
(はきはきした元気ある声で、学年・氏名を述べ、適切に用件等を伝えます。)
- ② 欠席(病気・ケガ・旅行等)忌引するとき。(必ず保護者が電話連絡します。)
- ③ 早退、遅刻、体育の見学等をするとき。
- ④ 登校後、私的事情により学校から外出するとき。

- ⑤ 下校時刻より遅くまで残るとき。(職員の許可を受けます。)
- ⑥ 自転車通学をするとき。(自転車通学許可の申請をします。)
- ⑦ スクールバス通学をするとき。(ICカードの常時携帯と長期休業中の返却を遵守します。)
- ⑧ アルバイト(新聞配達のみ)をするとき。(学校長の許可を受けます。)
- ⑨ 休日等に、私的に学校施設を使用するとき。(学校長・教頭の許可を受けます。)
- ⑩ JR・船舶の利用時に、学生割引を利用するとき。(事務室に申請します。)
- ⑪ ケガや病気など体調不良の際に、異なった服装をするとき。

(4) 服装・身なりについて

- ① 「服装・身なり規定」を遵守し、常に清潔に心がけ正しく着用します。
- ② 更衣時期・期間については、気候や体調に合わせて各自で考えて行います。
- ③ 各種行事等で服装が指定された時は、それに準じます。

【服装・身なり規定】(*注 学校指定→学指)

【男子制服】

- ① 寒冷期(冬服)
 - ア 黒詰め襟上着 (左胸刺繍校章マーク・標準マーク入り)
 - イ 黒の長ズボン (左腰刺繍校章マーク・標準マーク入り)とベルト
 - ウ ズボン丈は、上履きシューズかかとのサイドのカラーゴムが見える長さ
 - エ 白長袖か白半袖のカッターシャツ
- ② 温暖期(夏服)
 - ア 黒の長ズボン (左腰刺繍校章マーク・標準マーク入り) とベルト
 - イ ズボン丈は、上履きシューズかかとのサイドカラーゴムが見える長さ
 - ウ 白長袖か白半袖のカッターシャツ
- ③ 更衣移行期(中間服)
 - ア 黒詰め襟上着を除いた、上記の組み合わせとする。

【女子制服】

- ① 寒冷期(冬服)
 - ア 学指セーラー
 - イ 学指ベルト付ジャンバースカート
 - ウ スカート丈は、膝立ちして床につく長さ
- ② 温暖期(夏服)
 - ア 学指半袖セーラー
 - イ 学指スカート
 - ウ スカート大は、膝立ちして床につく長さ
- ③ 更衣移行期(中間服)
 - ア 白長袖か白半袖のカッターシャツに学指ベルト付ジャンバースカート

【関連服装・身なり】

① 肌着

ア 肌着は単色で柄やプリントのないものに限る。また、襟、袖、裾からはみ出す着こなしや見せる着こなしはしない。

② 防寒着（寒冷期のみ）

ア 男子 … 黒・紺・白・灰色の単色（ロゴは除く）のベスト・セーター・トレーナーを白長袖か白半袖のカッターシャツの上に着ても良い。

イ 女子 … 黒・紺・白・灰色の単色（ロゴは除く）のベスト・セーター・トレーナーを着ても良い。また、黒色タイツに黒靴下を認める。

③ その他

ア 男子については、ハイネック・パーカー並びに襟、袖、服からはみ出すものは認めない。

イ 女子については、ハイネック・パーカー並びに袖からはみ出すものは認めない。（袖口のホックを留める）また、襟口からは見えないように着こなす。

ウ 男女…体育の際は「学問のススメ（保健体育編：服装）」に準ずる。

④ 防寒具（寒冷期のみ）

ア 登下校において、ウィンドブレーカー（所属する部活動指定服か学校推奨商品）か学指ジャージ、学校指定ではないものは華美でないものの上着のみを着用してもよい。

イ マフラー・ネックウォーマー手袋を着用してもよい。

⑤ ネーム

ア 左胸ポケットに学年色別学指ネームを付ける。

⑥ ボタン

ア 男子は黒詰め襟上着に、標準大ボタンと標準裏ボタンを各 5 個、両袖に標準小ボタン各 2 個とする。

⑦ 靴下

ア 部活動・特別な活動を除く登下校・授業の靴下は、黒・白色系であれば無地にはこだわらないものとし、内側くるぶしが完全に隠れる長さとする。

イ スニーカーソックス、ルーズソックス 膝上ハイソックス、ライン入りソックスは認めない。ワンポイントは認める。ただし、スポーツメーカーのロゴのみで極端に大きくないものとし、色は対照色とする。

⑧ 通学靴

ア 部活動・特別な活動を除く登下校・授業の靴は、全面白一色の運動ひも靴とする。（メーカー指定なし）

イ 靴ひもや中敷きなどを、色・柄ものに取り替えたり、加工したりするものも認めない。（但し、医療・治療目的は届け出る。）

⑨ 上履き

ア 学年色別学指上履き

イ 体育服「学問のススメ（保健体育編：服装）」に準ずる。

⑩ その他

- ア 屋外活動の時や指定された際は、学指体育帽子をかぶる。
- イ 体育館では、学指学年別指定色体育館シューズを使用する。
- ウ 女子のネクタイやリボンは、所定の場所に正規に付ける。
- エ 男子はベルトを必ず着用し、色は黒・紺色にする。
- オ 各部活動で揃えたＴシャツ類の着用は、「部活動心得」に準ずる。
- カ 通学カバン・補助バッグ・筆箱等の学用品に、装飾（キーホルダー・マスコット・シール（プリクラ含む）はつけない。ただし、通学カバンにお守り一つは認め、見えないように中にしまう。）※生徒総会での確認事項
- キ 防犯グッズは華美（キャラクター物も含む）な物は避ける。
- ク 眉やもみあげなどに、加工（剃る・刈り込む・伸ばす）などしない。
- ケ 香料の強い洗剤や柔軟剤での洗濯は避ける。
- コ 学校生活に不要であったり、周りに不快感を与えたりするもの（不要物）
- サ 飲食物・カード類・遊具類・カメラ・ケータイ・スマホ・音楽機器類・モバイル機器類・化粧類・ピアス・プロミスリング（ミサンガ）・香水やコロン・香料使用制汗剤及びシート・シール（含プリクラ）等

(5) 髪型について

中学生らしい髪型とし、下記の遵守事項を厳守します。

清潔で、学習やスポーツに支障のない髪型とします。

（長すぎ、極端な髪型、手を加えた髪型は不可）

【男子】

① 髪の長さの基準

- ア 前髪は、目にかからない。
- イ 横髪は、耳半分より長くならない。
- ウ 後髪は、襟下より長くならない。

【女子】

① 髪の長さの基準

- ア 前髪は、目にかからない。かかる時は髪止めで止める。
- イ 横髪は、垂らさない。垂れる時は耳にかけるか髪止めで止める。
- ウ 髪が肩に触れる場合は、耳の穴より後方かつ下位で一つか二つに分けて結ぶ。
- エ 髪止めは、ピン、カッチン留めかゴムは、黒・紺色とする。大型の髪留めやシュシュ等は禁止とする。

【共通】

- ア 各種パーマ、脱色・染色、剃り込み、刈り込みなどの処理は加えません。
- イ 一時的な流行に左右された髪型（特殊カット：モヒカン風スポーツ刈り等）や髪への装飾（整髪料、髪飾りなど）・加工はしません。
- ウ 特別な理由で髪への処理・加工が必要な場合には、保護者が学校に届出をし、許可を受けます。

<付則>

- ◎ 「生徒心得」の改訂については、各年度の後期生徒会役員と生徒心得検討委員会（※注）を開催し、条文・表現方法等を検討し、生徒総会や職員会議の審議を経て改廃していきます。

※注 生徒心得検討委員会メンバー

◆生徒会員側（6名）：本部役員（4名）、環境部正副部長（2名）

◆職員側：学校長、教頭、生活指導係、生徒会係、生徒会環境部担当者

2 施設の使用心得

(1) 図書館

① 図書について

ア 乱暴な取り扱いはさけよう。（押し込む・投げる・折り曲げる・落書きなど）

イ 十進法に基づき、書架が定められているので、閲覧した本はもとの所にきちんと返しましょう。

ウ 分類を覚え、ラベルのとれたものに気づいたら、すぐ係に知らせましょう。

エ 良書を読んで友達にすすめましょう。

② 閲覧態度について

ア 私語をやめ、歩行は静かにしましょう。

イ 椅子の出し入れは静かにし、後始末をして、次の人がいつも気持ちよく読めるようにしましょう。

ウ 正しい姿勢で読書をしましょう。

③ その他

ア 入館前、退館後には必ず手洗いと消毒をしましょう。

イ 貸し出しや返却は必ず係に届けましょう。

ウ 貸し出しは朝 AM9時より PM4時 45 分迄とし、休み時間、放課後に利用する。

エ 図書館利用規定にしたがうこと。

オ 図書館周辺では、静かに過ごすこと。

(2) 体育館

- ① 昼休みの体育館使用にあたっては、以下の利用心得を守るとともに、安全面には十分気をつけること。

- ② ケガや事故あるいは、用具・施設等に破損が発生した場合は、速やかに前の学校職員に連絡し、指示を仰ぐこと。

- ③ 一人でも利用心得を守らなかった場合は、昼休みの体育館利用を禁止するなど厳しく対処します。

- ④ 昼休み体育館開放は、生徒会保体部が中心となり、生徒間の親睦を図りながら体力向上を目指すことを目的としています。そのことを生徒一人一人が認識し、体育館利用心得を守ること。

【体育館利用心得】

- ① 使用時間は昼食後から作業開始予鈴までとし、時間を厳守すること。
 - ② 使用可能日（雨天時並びにクラスマッチ前）と使用割り当て学年の指定を守ること。
 - ③ 体育館シューズを必ず履くこと。
 - ④ 上履きは体育館入り口の靴箱に整理整頓すること。
 - ⑤ 器具庫、ステージ、ステージ横、放送室、2 階ギャラリーには入らないこと。
 - ⑥ 器具は適正にセットすること。（バスケットボール、バレーネット・支柱）
 - ⑦ ボールを不用意に蹴る・壁にあてる・天井に打ち上げるなどしない。
 - ⑧ 防球ネットや仕切りネットを張ること。
 - ⑨ 使用後は、器具やボールを所定の場所に片付ける。
 - ⑩ 器具庫は、使用するものの出し入れ以外は入らない。
- ※ 行事や部活動の時の使用は避ける。

(3) 理科室

- ① 学習係は授業前必ず担当の先生に連絡、実験準備を行う。
- ② 準備室には勝手に入らない。
- ③ 実験器具をこわさない。
- ④ ガス栓を勝手に操作しない。
- ⑤ 1日の最後に使用した学級は、戸締まりをする。

(4) 技術室・技術機械室

- ① 機械類、諸用具を無断で持ち出さない。
- ② 電源には絶対にふれないこと。

(5) 他の特別教室

（多目的ホール・生徒会室・支援教室・パソコン室・外国語教室、調理室・美術室
音楽室・被服室・各学年少人数教室）

- ① 授業以外は自由に立ち入りをしない。
- ② 後始末はきちんとする。
- ③ 教材、教具を使うときは必ず許可をもらう。
- ④ 空調設備等の電源にはふれないこと。

(6) その他の特別室

（校長室・事務室・職員室・保健室・資料室・相談室など）

- ① 無断で立ち入りをしないこと。用件のあるときは許可を得ること。
- ② 保健室を利用するときは、必ず担任か副担任の先生、または、次の授業の教科担任の先生に連絡すること。

(7) 更衣室の利用について

- ① 更衣の際は、女子は更衣室を利用し、男子は少人数教室で更衣を行う。
- ② 各学年の更衣室は以下の通りとする。
 - ア 1年女子…南校舎 2 階 1 年更衣室
 - イ 2年女子…南校舎 2 階 2 年更衣室
 - ウ 3年女子…北校舎 2 階 3 年更衣室
- ③ 更衣室は、授業等で更衣が必要な場合と清掃時間前後、そして部活動前後の更衣時間のみ使用できます。更衣室に、私物を置いたままにしません。

3 自転車通学規則

- (1) 自転車通学は、学校より 2km 以上とし、2km 未満のものは原則として禁止する。
但し、特別な事情のある者（新聞配達をしている者、部活動に参加している者等）は、担任の許可を得て、自転車通学許可願いを提出し、学校長の許可を得ること。
 - (2) 校門～給食センター回りは通学路と認めない。向学坂を通学路とする。
 - (3) 向学坂及び学校内の自転車乗車は禁ずる。
 - (4) 通学用の自転車には、本校指定の車体番号をつけなければならない。また、乗車時はヘルメットを正しく着用しなければならない。
 - (5) 自転車は学校の自転車置き場の指定された場所に停車すること。
 - (6) 交通規則及び学校規則に違反した者は自転車通学を停止するか禁ずる場合がある。
 - ① 安全確認、踏切や危険箇所での除行や一旦停止、整備不良、通学路以外の通行
 - ② 手放し運転、夜間の無灯火、ヘルメット無着用
 - ③ 2 人乗り、並進
 - (7) その他
 - ① 指定された構造の自転車を用いる。
 - ② 勝手に構造を変えたり、危険な付属品などをつけたりしない。
 - ③ 危険防止のため常に整備や日常点検を心がける。(点検カード使用)
 - ④ 住居移転等で、自転車通学の対象外になった場合は、すぐに届け出ること。
 - ⑤ プレート代やその他の費用がかかる場合は、自転車通学者から実費を徴収する。
 - ⑥ 通学には必ず通学路を通ること。
 - ⑦ 校内では自転車に乗らずに押して、自転車置き場に持っていくこと。
 - ⑧ 登下校時以外に、校内で自転車には乗らないこと。
- 以上の規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から効力を発する。

4 バス通学者心得

- (1) 常時バス IC カードを携帯すること。
- (2) 順序正しく乗車し、お互いにゆずり合うこと。
- (3) 車内では、他人に迷惑するような行動はとらない。(大声、通路の往来、車へのいたずらなど)

- (4) 車窓より頭・手を外に出したり、物を捨てたりしない。
- (5) 降車するときは、車窓を閉め順序正しく降車しよう。
- (6) 車の急停車には充分自分で注意しよう。
- (7) 運転手さんには気持ちよく対応し、感謝の気持ちを伝えよう。
- (8) 長期休業中は、IC カードを返却すること。
- (9) バスの発車まで時間がある生徒は、多目的ホールで学習する。

5 歩行者の心得

- (1) 登下校中の買い食い、寄り道は禁止する。
- (2) 交通ルールやマナーを守ること。

6 部活動の練習時間等について

- (1) 練習時間について

区 別	期 間	練習終了時刻	課外バス発
① 夏 時 間	4 月～9月の体育大会前	18:10	18:20
	8月	※ 市校外生指連帰宅 時間を考慮する	
② 秋 時 間	体育大会後～文化祭前	17:40	17:50
③ 冬時間Ⅰ	文化祭後～冬休み前	17:10	17:20
④ 冬時間Ⅱ	1 月	17:25	17:35
⑤ 春 時 間	2 月～3 月	17:35	17:45

※練習時間は、各部の事情により変更することがある。

- (2) その他の留意点

- ① 気持ちよいあいさつができ、礼儀正しくはきはきした言動をとる。
- ② 時間を厳守する。(終了後、10 分以内に校門を出る。)
- ③ 期末テスト 5 日前、中間テスト 3 日前から部活動は中止する。
- ④ 部活動心得を守り、牧園中の生徒としての自覚を持ち行動する。